

第2次恵庭市男女共同基本計画見直しの背景

「第2次恵庭市男女共同参画基本計画」では、計画期間を平成28年度から令和7年度までの10年間とし、5年ごとに見直すこととしており、下記の視点及び男女共同参画を取り巻く国や道などの動きを踏まえ、中間見直しを取り進めます。

<計画見直しの視点>

- ① 第2次恵庭市男女共同参画基本計画における取組状況の検証
- ② 第5期恵庭市総合計画の後期計画との整合
- ③ 国や道の計画、関係法令などとの整合
- ④ 性的マイノリティへの理解促進などの社会情勢の変化

<男女共同参画を取り巻く国や道などの動き>

(1) 国際社会の動き

平成27年9月の国連サミットで採択された、先進国・途上国も含めた2030年までの長期的な開発指針として掲げられた「持続可能な開発目標(SDGs)」では、地球上の誰一人として取り残さない社会の実現に向け、経済、社会及び環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取り組み目標の一つとして、「ジェンダー平等を実現しよう」が示されています。

日本における男女共同参画は、このような国連をはじめとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して推進されてきています。

(2) 国内の動き

国内における男女共同参画の取り組みについては、国際社会の動きと連動して法律や制度面への整備が図られてきました。

平成11年に、男女共同参画社会の実現を目指した「男女共同参画社会基本法」が制定し、翌年の平成12年にそれに係る様々な施策推進のため「男女共同参画基本計画」が策定されました。

令和2年12月に策定された第5次となる基本計画は、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなり、ポストコロナの「新しい日常」の基盤となることを目指して策定されています。

同計画では、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間合意の着実な履行の観点から、目指すべき社会とし

て改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

(3)道の動き

道においては、1960年代後半から男女共同参画に係る様々な取り組みを推進しております。

その一つとして、女性の自立と社会参加を促進するため、全道的な実践活動の拠点として「北海道立女性プラザ」を設置し、情報の収集や提供、学習や交流機会の提供を行っています。

男女平等参画に関する取り組みについては、平成13年に、「北海道男女等参画推進条例」の制定し、男女平等参画社会の実現に向け施策を推進しており、平成14年には「北海道男女平等参画基本計画」を策定して様々な具体の取り組みを行ってきております。

特に、平成20年の第2次計画を策定後、少子高齢化が急速に進み、人口減少社会に突入した中で、持続的成長を実現し、地域社会の活力を維持していくためには、男女がともにその個性に応じた多様な能力を発揮できる男女平等参画社会の構築が、これまで以上に不可欠で、社会全体で取り組む最重要課題となっており、そうした状況を踏まえ平成30年3月に第3次計画を策定し、男女平等参画について、より一層の理解を広げ、女性がいきいきと活躍できる環境を目指していくこととしています。

また、男女平等参画社会の実現を図るために、配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向け、配偶者からの暴力は身近にある重大な人権侵害であることについて社会的認識の高まりから、道では、施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成18年3月に「北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」を策定し、社会情勢の変化や道内の暴力被害の現状を踏まえ、平成31年3月に第4次計画を策定し、暴力のない男女平等参画社会の実現を目指すため、着実に施策等が進められています。